

# 報 告 書

## 平成29年度 子ども相談所の運営に関する評価・検証

### 1 はじめに

#### (1) 子ども相談所の評価・検証の目的

子ども相談所の運営について、児童福祉や法律、医療などに関して専門知識を有する委員が評価・検証することにより、子ども相談所における子どもや家族への関わりをより高度なものとし、子ども虐待をはじめとする諸問題の未然防止、早期発見及び適切な対応に資するため、「児童虐待防止対策支援事業の実施について（平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に基づき、堺市社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども虐待検証部会において実施するものである。

#### (2) 評価・検証の対象

子ども相談所は、『家庭支援課』・『虐待対策課』・『育成相談課』・『一時保護所』の4課体制であるが、毎年度2課を評価・検証の対象とし、各課について隔年ごとに評価・検証を行う。平成29年度は『家庭支援課』と『虐待対策課』を対象とした。

#### (3) 実施内容及び手順

- ① 子ども相談所職員による業務ごとの自己点検票の作成（事前に業務ごとに設定した自己点検項目に基づくチェック）
- ② 自己点検票に基づき、委員による子ども相談所へのヒアリングを実施（平成30年2月8日）
- ③ 委員による評価・検証（平成30年2月22日）

### 2 評価・検証結果

#### 家庭支援課について

##### 《現状》

療育手帳の申請件数は、平成27年度の1,015件をピークに、平成28年度981件、今年度は900件台になることが見込まれている。判定業務を担当する非常勤職員が、平成28年度から平成29年度にかけて3人増員され、現在、8人体制で判定を行えるようになったことにより、療育手帳の申請から交付までの期間が大幅に短縮され、療育手帳判定業務については大きく改善された。

##### 《意見》

療育手帳判定業務が改善されたとはいえ、ケアを必要とする児童や、心理カウンセリングの件数の増加に伴い、常勤職員の残業時間や負担が増大している。

今後も、家族再統合に向けた親支援、里親支援など、児童心理司の果たす役割は

一層増すとともに、高い専門性が求められることが予想されるため、従前常勤の心理司が担当していた業務について、可能な部分は非常勤の心理司にシフトされるなどの努力は必要であるが、研修の機会もあり専門性が蓄積できる正規の心理司の増員は不可欠である。

児童心理司の配置について、国の児童相談所運営指針では、児童心理司の配置は児童福祉司の2分の1となっているが、本市においては、基準を大幅に下回っていることから、正規の児童心理司の増員は喫緊の課題である。心理的ケアを必要とする子どもたちの増加にともない、トラウマケア、プレイセラピー、心理教育など一層高度な専門性が求められていることは間違いなく、これらに対応できるスペシャリストの養成の重要性を強調しておきたい。

## 虐待対策課について

### 《現状》

平成28年度の虐待相談の6割が心理的虐待である。これは予めから言われていることであるが、警察からのDV事案の通告が増加していることに起因していると考えられる。夫婦喧嘩が児童の留守の間に行われても、また夫婦が外出先で喧嘩をした場合も通告されてくる。このため初期対応は、児童福祉司のみならず、警察OBの非常勤職員が家庭訪問し、聞き取り調査や助言指導を行っている。その後、訪問結果等を踏まえて、必要な児童について適切な支援機関につなげたり、児童心理司の支援につなげるべく育成相談課の担当者に紹介している。

しかし、増加する一方の虐待通告について当相談所の対応にのみ委ねられている現状では限界があると言わざるを得ない。そこで、子ども相談所は、DVなどの比較的軽度な内容の通告対応について区役所との役割分担及び、NPO法人や警備会社等への外部委託を検討すべき時期に来ているものと考えている。

また、大阪府警察からの身柄引き受けは、今年度10月から小学生以下全員を24時間、児童相談所が引き受けに行くことになっている。この警察からの児童の身柄引き受けへの対応も踏まえて、昨年度から職員一名の夜勤対応を実施している。今のところ、職員一名の夜勤という体制で対応できかねないような事態には至っていない。

同じく大阪府警察との関係においては、「虐待情報の共有」が喫緊の課題となっている。また、児童福祉法の改正による一時保護の二ヵ月越えに対する司法介入という事態も目前に迫ってきている。これらの新たな要請については、当相談所単独ではなく大阪府・大阪市・堺市の三児童相談所が連携して対応しているところである。

### 《意見》

虐待通告対応に関して子ども相談所は、軽度なケースについては、安否確認も外部委託したいとの考えであるが、軽度の内容といえども、安否確認は個人情報保護の問題や、児童相談所にだけ与えられている調査権など法律的な問題が懸念されるので、この点をきっちり整理して進める必要がある。

警察との「虐待情報の共有」については、要保護児童対策地域協議会の全ケースの共有や、実務者会議に警察が入ることに関しては、個人情報保護条例、関係法令に抵触する恐れがあり、実務的にも保護者との信頼関係が危惧されるため慎重を期すべきである。

本市は、平成18年からの若い組織であり、管理職クラスの退職も何年か続く状況の中で、専門職としての蓄積が組織的にできるような専門職養成、スペシャリスト養成を長期的な視点に立って計画的に行う必要がある。

### 3. 子ども虐待検証部会委員名簿等

委員名	所属等	
才村 純	関西学院大学人間福祉学部 非常勤講師	部会長
加藤 曜子	流通科学大学人間社会学部 人間健康学科教授	副部会長
石田 文三	春陽法律事務所 弁護士	
郭 麗月	かく・にしかわ診療所 精神科医	
坂本 晴子	大阪赤十字病院 新生児・未熟児科部兼救急部副部長 医師	

順不同・敬称略

#### ○ 平成29年度子ども相談所運営評価・検証【非公開】

- ・ 第1回 平成30年2月 8日（木）15時00分～17時20分  
堺市役所本館地下1階 A会議室
- ・ 第2回 平成30年2月22日（木）15時00分～16時50分  
堺市総合福祉会館5階 セミナールーム